

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

＜基本的な考え方＞

当社は、「モノづくりを通じて、人々の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」という使命の実現に向けて、「経済」「社会」「環境」のそれぞれの関係において調和した事業活動を実践し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。また、コーポレートガバナンスを充実し、株主はもとよりあらゆるステークホルダーに対し経営の透明性を高め、十分な説明を果たしてまいります。

＜基本方針＞

1. 株主の権利・平等性の確保

株主の権利を尊重し、その権利が適切に行使することができる環境の整備に努め、株主の平等性確保のため、法令に従い適切に対応します。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にむけて、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも主体的に取組み、情報の有用性確保に努めます。

4. 取締役会の責務

公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うために、取締役会の役割・責務を適切に果たすよう努めます。

5. 株主との対話

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にむけて、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2. 株主総会における権利行使】

＜補充原則1－2－4＞

当社は、当社の株主構成(全株主に対する外国法人等の比率は0.5%未満)等を勘案した上で、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題といたします。

【原則3－1. 情報開示の充実】

＜補充原則3－1－2＞

当社は、当社の株主構成(全株主に対する外国法人等の比率は0.5%未満)等を勘案した上で、現時点においては英語での情報開示や提供を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題といたします。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務】

＜補充原則4－1－2＞

中期経営計画は、外部環境変化を織り込む形で年度でローリングを実施し、修正計画は取締役会で審議・決定しております。中期経営計画の成果および分析等の株主向け説明については、その方法も含め今後の検討事項と考えております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、当社における基準を満たす独立社外取締役を1名選任し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責務を十分に果たしていただいております。2名以上の独立社外取締役の選任については、今後必要に応じ検討していきます。

【原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社で策定している中長期計画では、売上高、営業利益、ROE等の目標値を設定しておりますが、それらの公表については、その方法も含め今後の検討事項と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として保有する上場株式について、その保有に関する方針及び議決権行使の基準を取締役会にて審議・制定しておりますので、以下に示します。

1) 政策保有に関する方針

政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化などを目的とし、中長期的な企業価値向上の観点から保有する。

2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、当該企業が反社会的行為を行っておらず、かつ株主利益を軽視していない限り、基本的に企業経営者による経営判断を尊重する。企業もしくは企業経営者による不祥事及び反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンス上、重大な問題が発生しているとみなし、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使する。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会に付議すべき経営上の重要事項を、取締役会規則で明確にし、取締役の競業取引・利益相反取引及び主要株主を含む顧客と

の重要取引に伴う事業計画の変更、多額の投融資や設備の取得等は、適時・適切に取締役会に付議し、会社及び株主全体の利益に資するよう審議します。

【原則3－1. 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適法に行うとともに、コーポレートガバナンスを実現するために必要な情報は、適時、適切なルートを通じ積極的に開示いたします。

1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「経営理念・企業行動規準」や「事業活動に関する報告」等をホームページ等で開示しております。

2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書「1－1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定

当報告書「2－1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載のとおりです。

4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名

当報告書「2－2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載のとおりです。

5) 個々の指名・選任についての説明

社外取締役及び社外監査役の個々の選任理由については、当報告書「2－1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】【監査役関係】」に記載のとおりです。取締役・監査役の指名・選任については、「株主総会招集ご通知」に各候補者の経歴を示しております。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】

＜補充原則4－1－1＞

当社では、取締役会において、経営理念・ダイバアビジョン実現に向けた中期経営計画(5ヵ年)と、それを達成する為の経営戦略(事業計画、人事・組織、資本・投資施策等)について審議・決定しております。取締役会付議事項および経営陣に対する権限の委任範囲は、取締役会規則等の社内規程にて明確にしております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当報告書「2－1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に記載のとおりです。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

＜補充原則4－11－1＞

当社では、取締役選任にあたっては「ダイバアにおける取締役選任に関する方針」に基づき、人選いたします。その方針を以下に示します。

1) 当社の取締役候補として選任する者は、次の条件を満たしていなければならない。

(1) 心身ともに健康であること。

(2) 人望、品格、倫理観を有していること。

(3) 遵法精神に富んでいること。

(4) 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること。

(5) 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係・取引関係がないこと、及び産官学の分野において組織運営経験を有し、又は技術、会計、法務等の専門性を有していること。

(6) 株式公開会社としての透明性と健全性・効率性を果たす企業統治機構構築の観点から、取締役に求められる資質を有していること。

2) 当社の社外取締役候補として選任する者は、上1)項に加え、次の条件を満たしていなければならない。

(1) 当社の「社外取締役の独立性判断基準 ※1」の条件を満たす者であること。

(2) 当社の「独立社外取締役の役割・責務」を果たせる者であること。

(3) 出身の各分野における実績と識見を有していること。

(4) 取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること。

3) 当社の取締役候補として選任する人数は以下の通りとする。

取締役の人数は12名以内とする。

※1当報告書「2－1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に掲載しております。

＜補充原則4－11－2＞

当社では、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その数は2社以内にとどめるとし、兼任状況は「株主総会招集ご通知」に記載いたします。

＜補充原則4－11－3＞

当社では、社外取締役を交えた取締役会メンバーが、多様な知見と豊富な経験に基づく活発な議論を行い、適時適切な経営判断を行える会議運営に努めております。

その実効性の分析・評価については、監査役が「取締役会を含む重要会議の実効性」を監査項目として取り上げ、改善点があれば経営会議において報告しております。また取締役会事務局は、取締役にヒアリングを行い、改善すべき事項があれば、適宜、会議運営を見直しております。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】

＜補充原則4－14－2＞

当社の取締役・監査役・執行役員(以下「役員」という)が、その役割・責務を適切に果たすため、「ダイバアにおける役員のトレーニング方針」を定めておりますので、以下に示します。

1) 当社は役員就任時にその役割・責務(遵守すべき法令・ルール含む)に関する教育を実施する。

(1) 企業理念(ビジョン、CSR方針等含む)

(2) 事業・財務・組織等に関する必要な知識

(3) 役員の義務と責任(遵守すべき法令・ルール)

(4) 内部統制システム

2) 当社は必要知識習得や適切な更新の機会提供・斡旋を行い、その費用の支援を行う。

(1) 社内役員研修会の開催

- (2)外部講師招聘による講習会・講演会の開催(法令・コンプライアンス・安全・品質・技術、等)
(3)所属団体が開催する各種大会、講演会、見学会およびその他の外部セミナー等への参加

3)常勤監査役は(社)日本監査役協会の会員として、部会活動およびセミナー参加等を通じて知見を高め、他の監査役と情報共有を図る。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「ダイベアにおける株主との建設的な対話に関する方針」を策定しておりますので、以下に示します。

- 1)株主との対話全般については、総務部・経営管理部担当役員が統括する。
- 2)IR活動については、総務部、経営管理部が連携して対応し、ホームページ等による情報開示により、株主の情報収集及び投資機会の促進に努める。
- 3)経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、取締役会へ報告する。
- 4)インサイダー情報については、定期的な研修などによる教育体制を整えるとともに、社内規程である「インサイダー取引規制要領」に従い情報を管理し、情報の流出を抑止するよう取り組む。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジェイテクト	7,894,888	44.93
サッポロプレジジョン株式会社	526,000	2.99
シミズ精工株式会社	460,000	2.62
HIC共栄会	421,440	2.40
三井住友信託銀行株式会社	414,000	2.36
光洋熱処理株式会社	356,200	2.03
ダイベア従業員持株会	313,057	1.78
日本生命保険相互会社	292,000	1.66
株式会社天辻鋼球製作所	230,000	1.31
株式会社りそな銀行	200,000	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社ジェイテクト (上場:東京、名古屋) (コード) 6473

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、少数株主の利益を損なうこととなるような取引は行わない方針で臨んでおります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、当社の親会社である株式会社ジェイテクトの企業グループに属しておりますが、取締役会が業務執行の監督機関として機能しており、経営の独立性は確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑木 肇	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑木 肇	○	・平成27年6月、社外取締役就任 ・現富士機工株式会社社外取締役 ・現TOWA株式会社社外取締役	当社に対し独立性を有しており、公認会計士としての専門的な知見を当社の経営に反映していただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

財務報告に係る内部統制についての内部監査、監査役監査及び会計監査の実効性を高めるため、監査役、会計監査人、監査室は、適宜、懇談の場を設けて監査計画や監査実施状況等についての情報を展開し、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川西博美	他の会社の出身者			△				△		△				
岩井 泉	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川西博美		・平成25年6月、社外監査役就任	豊富な経験及び幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。
岩井 泉	○	・平成27年6月、社外監査役就任 ・現伊藤忠ロジスティクス株式会社社外監査役	当社に独立性を有しており、弁護士としての専門的な知見を当社の監査に反映していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。当社における「社外取締役の独立性に関する基準」を取締役会にて審議・制定しておりますので、以下に示します。

【社外取締役の独立性に関する基準】

当社取締役会が、当社における社外取締役が独立性を有すると認定するには、当該社外取締役が以下の条件を全て満たし、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

1. 当社及び子会社の業務執行者

当社において、独立社外取締役と認定するには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

また、その配偶者、二親等内の親族または同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。

1) 当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人

2) 過去10年間に於いて上記1)項に該当していた者

2. 当社と主要な取引先の関係にある者

当社において、独立社外取締役と認定するには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

また、その配偶者、二親等内の親族または同居の親族(重要な業務執行者に限る)であってはならない。

- 1) 当社を主要取引先とする者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けた者)またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人
- 2) 当社の主要取引先である者(その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社に行っている者)またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人
- 3) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関その他の大口債権者の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人
- 4) 過去3年間において、上記1)～3)項に該当していた者

3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている会計専門家、法律専門家、コンサルタント

当社において、独立社外取締役と認定するには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

また、その配偶者、二親等内の親族または同居の親族(重要な業務執行者および公認会計士、弁護士等の専門的な資格保有者に限る)であってはならない。

- 1) 公認会計士または税理士、弁護士、その他のコンサルタント(個人)であって、当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の報酬を得ている者
- 2) 監査法人、税理士法人、法律事務所、またはコンサルティング・ファーム(組織)で、当社を主要取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、その総売上高の2%以上の支払を当社から受けたファーム)の社員、パートナー、アソシエイト、従業員
- 3) 過去3年間において、上記1)～2)項に該当していた者

4. 当社と主要な株主の関係にある者

当社において、独立社外取締役と認定するには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- 1) 当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ)の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人
- 2) 当社が主要株主である会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人

5. その他、一般株主との間で利益相反が生じる者

- 1) 当社において、独立社外取締役と認定するには、上記1.～4.項までに考慮している事由以外の事情で、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれの無い人物である事を要する。
- 2) 仮に上記2.～4.項までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える場合は、その理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業績及び評価に基づき報酬等を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告への記載内容の概要は下記のとおりであります。

取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 134,740千円(うち社外取締役 1名 2,970千円)

監査役 4名 22,340千円(うち社外監査役 4名 22,340千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<取締役の報酬決定の方針と手続>

【方針】

月額と賞与で構成し、会社業績との連動性を確保して、職責や成果を反映した報酬体系とする。賞与は、各期の営業利益をベースとして、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、及び中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、検討する。

【手続】

方針に基づき代表取締役が内容を検討し、独立社外取締役の意見を取り入れ決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

常勤監査役及び取締役が、非常勤の監査役及び取締役に対し、適宜、情報提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。さらに、取締役会の監督機能を強化すべく、独立社外取締役1名を選任しております。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っています。

当社は、監査役会設置会社として、2名の社外監査役を含む3名の監査役が監査役会で定めた監査方針及び実施計画に従って監査活動を実施し、監査の実効性を確保しております。内部監査については、トップ直轄の監査室が各機能の業務執行及び内部統制の有効性等を監査し、その結果を代表取締役に報告することで、監査の独立性を確保しております。会計監査においては、監査役が会計監査人から報告及び説明を受け、監査の方法及び結果の相当性と会計監査人の独立性を確認しております。また、これらの監査の実効性を高めるよう、監査役、会計監査人、監査室は、適宜、懇談の場を設けて情報交換を実施し、相互連携を図っております。

＜取締役・監査役候補の選任を行うに当たっての方針と手続＞

【方針】

的確かつ迅速な意思決定と実効性のある監査が実行できるよう、適材適所の観点より総合的に検討する。

【手続】

方針に基づき代表取締役が内容を検討し、独立社外取締役の意見を取り入れ決定する。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制は、当社にとって最適な体制と考えて採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日に、その記載情報をTDnetで電子的に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日及び準集中日を回避して開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び適時開示資料等を当社ホームページに掲載しております。 http://www.daibea.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部及び経営管理部にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「経営理念」、「企業行動規準」に規定し、ホームページに掲載しております。 http://www.daibea.co.jp/corp/philosophy.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境保全活動、CSR活動につきましては、ホームページに掲載しております。 http://www.daibea.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の「企業行動規準」に「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を公正に開示する。」と規定し、ホームページに掲載しております。 http://www.daibea.co.jp/corp/philosophy.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制の基本方針」を策定し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の体制を含むダイバグループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

また、年1回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。さらに、モニタリングの結果を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。

当社の内部統制の基本方針は、以下のとおりです。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) CSR方針(経営理念・企業行動規程・取締役倫理規則・社員の行動指針)等を、全ての取締役及び従業員に周知し、法令・定款等に則って行動するよう徹底します。また取締役に対しては、役員研修等の場において、役員法令ハンドブックを用い、役員に課せられた義務と責任や適用される法令・ルール等について教育します。

(2) コンプライアンスに関する重要課題と対応について、取締役等からすでにCSRオフィサーを任命し、コンプライアンスを含めCSRについて年2回の点検を行い、部門長を通じて各機能・事業部門のコンプライアンスの啓発・点検を行ないます。これらCSRオフィサーによる点検結果等、コンプライアンスプログラムの取り組み実績をCSR委員会で報告・審議し、反省点を次年度の計画に反映します。

(3) 内部監査については、トップ直轄の監査室が各機能・事業部門の業務執行及び内部統制の有効性を監査し、その結果を代表取締役へ報告することで監査の独立性を確保します。

(4) 企業倫理に関わる通報は、社内外に設置する企業倫理相談窓口を通じて受け付け、通報者の利益を保護しつつ、未然防止と早期解決を図ります。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、その保存・管理に関する規程を制定し、当該規程に基づき、適切に保存・管理します。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 予算制度・稟議制度等により、組織横断的な牽制に基づいた業務の執行を行い、重要案件については社内規程に基づいて取締役会等の役員会議体及び全社登録会議体へ適時適切に付議します。

(2) CSR委員会が策定する方針・指示に基づき、各担当部署がリスク管理をし、内部監査部門・専門部署が監査活動を実施します。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務執行上の意思決定は、取締役会・経営会議で構成する役員会議体に加え、組織横断的な全社登録会議体において、適切な相互牽制のもと総合的な検討を経て行います。

(2) 取締役は、業務分掌規則・稟議規則等で定められた役割分担等に基づき、指揮・監督します。

(3) 毎事業年度の期初に策定される会社方針は、即時に全社へ周知徹底を図ります。また各部門単位で会社方針に基づいた年度実施計画が策定され、その達成進捗状況を定期的に点検する方針管理制度を採用します。

5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) CSR方針(経営理念・企業行動規程・取締役倫理規則・社員の行動指針)等を当子会社等へ展開します。

(2) 子会社等は、当社の指針に基づき、定期的にコンプライアンス点検を実施し、法令遵守を徹底します。

(3) 子会社管理について、当社における関係部署の体制と役割を明確にし、事業軸及び機能軸の両面から子会社等を指導・育成します。

(4) 事前協議に関するルールに基づき、子会社等の経営・事業活動を適切に管理・監督し、子会社等の業務の適正性・適法性を確認します。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が協議します。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフを置く場合は、その独立性を確保する体制をつくります。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、その担当に係る業務執行について、適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

(2) 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、定期・随時に、監査役に業務の報告をします。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会・経営会議等の主要な役員会議体及び業務主要会議には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧及び会計監査人との定期・随時の情報交換を確保します。

(2) 経営トップとの定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、不当要求、組織暴力、犯罪行為等を行う反社会的勢力・団体に対して、会社組織として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しています。

当社の、反社会的勢力排除に向けた整備状況は以下の通りです。

1) 遵法精神に基づく適正な取引の推進状況

取引先との反社会的勢力排除に関する契約書・覚書の締結を推進

2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

(1) 対応統括部署：総務部

(2) 不当要求防止担当部署：各事業場の総務担当部署

(3) 必要に応じ、事業場間で速やかに情報展開を図るなど、会社一体となった対応を推進

3) 外部の専門機関との連携状況

(1) 警察本部の外郭団体が主催する連絡会等に参加

(2) 平素より警察本部、所轄署とも連携し、反社会勢力への対応に関する指導を仰ぎ、社内への注意喚起等に活用

4)対応マニュアルの整備状況

不当要求対応マニュアルを作成し、被害の未然防止に向けた啓蒙活動を展開

5)研修活動の実施状況

(1)各事業場の不当要求防止担当部署へ反社会的勢力に関する情報を提供

(2)被害の未然防止に向けた各種啓蒙活動を展開

Vその他

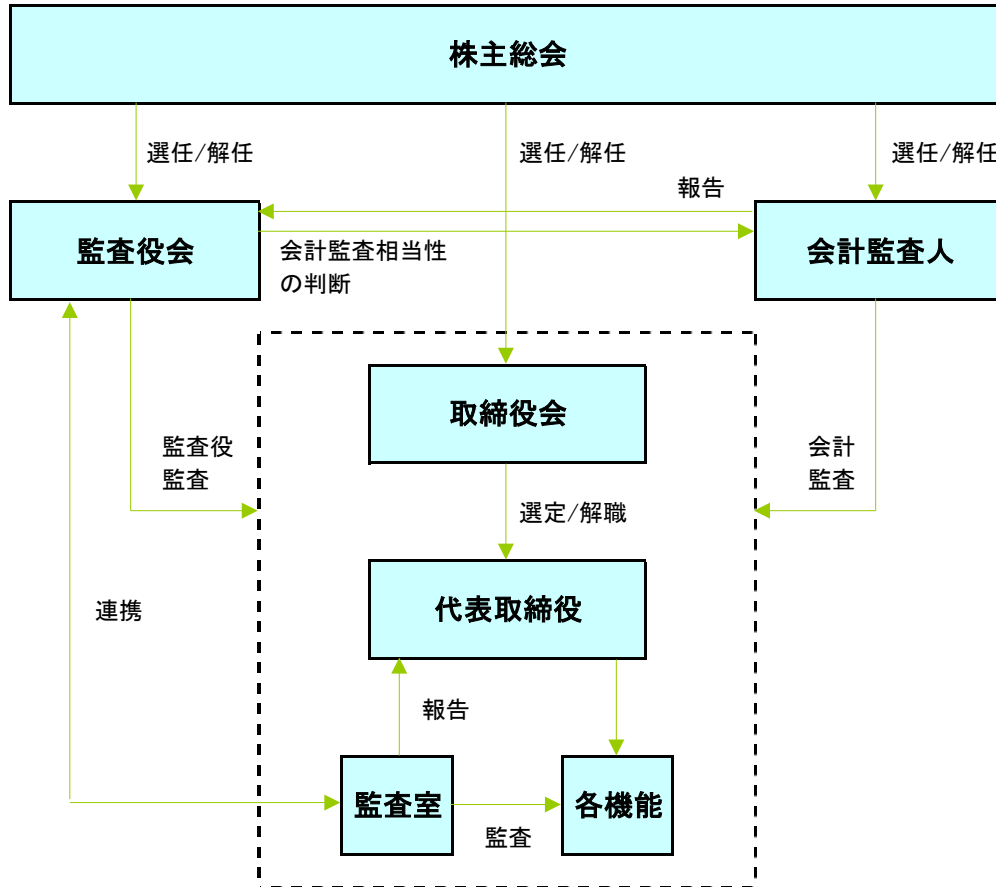
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」



「適時開示体制の模式図」

